

・業務委託料が50万円を超える業務委託契約を締結する場合は契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

契約保証金について

- 1 現金で契約保証金を納入する場合は、納付書を総務課で作成しますので、落札後速やかに申出てください(納入通知書記載の納期限までに納入してください。)
- 2 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託契約を複数回締結し、誠実に履行した場合は免除となります。
この場合、当該業務委託契約に係る業務履行証明書(2件分)を提出ください。
- 3 銀行、保証事業会社、保険会社への履行保証の申込みは落札後直ちに行ってください(保証書等の作成日は落札日の翌日から7日以内とします。)
また、保証書に記載する業務名、履行期間、業務委託料などの保証内容が業務委託契約書の記載内容と一致するようにしてください。
- 4 銀行等の金融機関に履行保証を申込み場合は、保証債務請求の有効期間が、保証期間経過後6月以上確保されるようにしてください。なお、金融機関の保証書は完成検査終了後金融機関へ返還してください(保証書はお返ししますので、申出てください。)
- 5 完成検査終了後、契約保証金及び有価証券を還付しますので、還付請求書に必要事項を記入し、担当課に提出してください。なお、還付には一定の期間を要しますのでご承知ください。